

# 兵庫県公報

令和元年6月25日 火曜日 第17号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示   | ページ |
|---|-----|
| ○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）  | 1   |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）  | 1   |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）  | 6   |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同）  | 6   |
| ○ 同 上（同）  | 6   |
| ○ 同 上（同）  | 7   |
| ○ 同 上（同）  | 7   |
| ○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）   | 7   |
| <b>公 告</b>  |     |
| ○ 入札公告（税務課）   | 7   |
| <b>病院局管理規程</b>  |     |
| ○ 情報公開条例施行規程及び個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程                                      | 10  |
| <b>選挙管理委員会告示</b>  |     |
| ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 10  |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等   | 11  |
| ○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数  | 11  |
| <b>公安委員会告示</b>  |     |
| ○ 地域交通安全活動推進委員の委嘱   | 12  |
| ○ 地域交通安全活動推進委員の解嘱   | 12  |
| ○ 遊泳区域の指定   | 13  |

## 告 示

### 兵庫県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和元年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

### 波々伯部北土地改良区

退任役員

役員の区分  
理事

氏 名  
中野正治

住 所  
丹波篠山市辻1006番地

~~~~~

### 兵庫県告示第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

### 神戸市川北土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所                     |
|-------|--------|------------------------|
| 理事    | 植田 英俊  | 神戸市北区道場町塩田2575番地       |
| 同     | 吹田 篤美  | 同 市同区道場町塩田2285番地       |
| 同     | 前 圭治   | 同 市同区道場町塩田2141番地       |
| 同     | 下岡 一則  | 同 市同区道場町塩田2785番地       |
| 同     | 岡崎 健治  | 同 市同区山田町下谷上字志く志く5番地の85 |
| 監事    | 大西 農夫  | 同 市同区道場町道場132番地        |
| 同     | 東馬場 良文 | 同 市同区道場町塩田2363番地       |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所                     |
|-------|--------|------------------------|
| 理事    | 植田 英俊  | 神戸市北区道場町塩田2575番地       |
| 同     | 吹田 篤美  | 同 市同区道場町塩田2285番地       |
| 同     | 前 圭治   | 同 市同区道場町塩田2141番地       |
| 同     | 下岡 一則  | 同 市同区道場町塩田2785番地       |
| 同     | 岡崎 健治  | 同 市同区山田町下谷上字志く志く5番地の85 |
| 監事    | 大西 農夫  | 同 市同区道場町道場132番地        |
| 同     | 東馬場 良文 | 同 市同区道場町塩田2363番地       |

神戸市長尾土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名    | 住所                 |
|-------|-------|--------------------|
| 理事    | 三谷 恭三 | 神戸市北区長尾町上津3124番地   |
| 同     | 山本 正之 | 同 市同区長尾町宅原1804番地   |
| 同     | 善入 幸夫 | 同 市同区長尾町上津247番地の1  |
| 同     | 伯耆 義雄 | 同 市同区長尾町上津465番地    |
| 同     | 石井 静夫 | 同 市同区長尾町上津2548番地   |
| 同     | 田中 進  | 同 市同区長尾町上津3019番地   |
| 同     | 林 弘   | 同 市同区長尾町上津2181番地   |
| 同     | 春井 昇  | 同 市同区長尾町宅原634番地    |
| 同     | 上元 登  | 同 市同区長尾町宅原2211番地   |
| 同     | 岡 格   | 同 市同区長尾町宅原1230番地   |
| 同     | 勝山 茂  | 同 市同区長尾町宅原194番地の2  |
| 同     | 春井 健  | 同 市同区長尾町宅原565番地    |
| 同     | 西中 宏志 | 同 市同区長尾町宅原762番地    |
| 同     | 岡 博文  | 同 市同区長尾町宅原508番地    |
| 監事    | 内垣 惠補 | 同 市同区長尾町宅原247番地の4  |
| 同     | 辻 健治郎 | 同 市同区長尾町上津3660番地の2 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名     | 住所                |
|-------|--------|-------------------|
| 理事    | 三谷 恭三  | 神戸市北区長尾町上津3124番地  |
| 同     | 山本 正之  | 同 市同区長尾町宅原1804番地  |
| 同     | 善入 幸夫  | 同 市同区長尾町上津247番地の1 |
| 同     | 伯耆 義雄  | 同 市同区長尾町上津465番地   |
| 同     | 石井 静夫  | 同 市同区長尾町上津2548番地  |
| 同     | 田中 進   | 同 市同区長尾町上津3019番地  |
| 同     | 林 弘    | 同 市同区長尾町上津2181番地  |
| 同     | 春井 昇   | 同 市同区長尾町宅原634番地   |
| 同     | 上元 登   | 同 市同区長尾町宅原2211番地  |
| 同     | 善入 太嘉弘 | 同 市同区長尾町上津1607番地  |
| 同     | 勝山 茂   | 同 市同区長尾町宅原194番地の2 |
| 同     | 春井 健   | 同 市同区長尾町宅原565番地   |

|     |       |   |                  |
|-----|-------|---|------------------|
| 同   | 岡 博 文 | 同 | 市同区长尾町宅原508番地    |
| 同   | 青 木 勝 | 同 | 市同区长尾町上津1973番地   |
| 監 事 | 岡 格   | 同 | 市同区长尾町宅原1230番地   |
| 同   | 辻 健治郎 | 同 | 市同区长尾町上津3660番地の2 |

**刀出土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所          |
|-------|---------|--------------|
| 理 事   | 田 靡 邦 廣 | 姫路市刀出448番地 1 |
| 監 事   | 丸 山 茂 樹 | 同 市刀出28番地    |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所         |
|-------|---------|-------------|
| 理 事   | 船 引 國 治 | 姫路市刀出92番地 1 |
| 監 事   | 田 靡 喜 啓 | 同 市刀出416番地  |

**六九谷土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 水 口 友 良 | 姫路市林田町六九谷653番地   |
| 同     | 高 梨 稔 久 | 同 市林田町六九谷341番地   |
| 同     | 藤 原 昇 三 | 同 市林田町六九谷294番地   |
| 同     | 大 西 繁 輝 | 同 市林田町六九谷370番地   |
| 同     | 淡 路 東 亞 | 同 市林田町六九谷714番地   |
| 同     | 三 林 瑛   | 同 市林田町六九谷638番地 1 |
| 同     | 福 井 貴 康 | 同 市林田町六九谷617番地 1 |
| 同     | 坂 口 一 芳 | 同 市林田町新町1096番地 1 |
| 監 事   | 菅 田 勉   | 同 市林田町六九谷662番地 1 |
| 同     | 藤 江 正 都 | 同 市林田町上構 7 番地    |

就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所              |
|-------|---------|------------------|
| 理 事   | 水 口 友 良 | 姫路市林田町六九谷653番地   |
| 同     | 高 梨 稔 久 | 同 市林田町六九谷341番地   |
| 同     | 藤 原 昇 三 | 同 市林田町六九谷294番地   |
| 同     | 大 西 繁 輝 | 同 市林田町六九谷370番地   |
| 同     | 淡 路 東 亞 | 同 市林田町六九谷714番地   |
| 同     | 三 林 瑛   | 同 市林田町六九谷638番地 1 |
| 同     | 小 林 弘 之 | 同 市林田町上構10番地     |
| 同     | 坂 口 一 芳 | 同 市林田町新町1096番地 1 |
| 監 事   | 菅 田 勉   | 同 市林田町六九谷662番地 1 |
| 同     | 福 井 貴 康 | 同 市林田町六九谷617番地 1 |

**雁戸井土地改良区**

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所               |
|-------|---------|-------------------|
| 理 事   | 畠 康 人   | 加古川市八幡町上西条776番地   |
| 同     | 柿 本 博   | 同 市八幡町下村509番地の7   |
| 同     | 松 尾 等   | 同 市八幡町上西条663番地の4  |
| 同     | 山 本 博 之 | 同 市八幡町下村656番地の3   |
| 同     | 長谷川 忠 雄 | 同 市神野町福留450番地     |
| 同     | 加 古 忠 視 | 同 市八幡町中西条1073番地の7 |
| 同     | 前 田 勝 三 | 同 市山手 1 丁目19番41号  |
| 同     | 大 山 文 男 | 同 市八幡町下村698番地     |
| 同     | 前 田 省 三 | 同 市八幡町上西条633番地の2  |

|           |         |                  |                  |
|-----------|---------|------------------|------------------|
| 同         | 前 田 俊 雄 | 同                | 市神野町神野74番の4      |
| 監 事       | 石 見 止   | 同                | 加古郡稲美町加古3362番地の2 |
| 同         | 木 下 政 廣 | 同                | 加古川市神野町神野1020番地  |
| 同         | 戸 田 正 文 | 同                | 市八幡町中西条432番地     |
| 就任役員      |         |                  |                  |
| 役員の区分     | 氏 名     | 住 所              |                  |
| 理 事       | 畠 康 人   | 加古川市八幡町上西条776番地  |                  |
| 同         | 柿 本 博   | 同 市八幡町下村509番地の7  |                  |
| 同         | 池 嶋 廣 好 | 同 市八幡町中西条92番地    |                  |
| 同         | 松 尾 等   | 同 市八幡町上西条663番地の4 |                  |
| 同         | 山 本 博 之 | 同 市八幡町下村656番地の3  |                  |
| 同         | 芦 原 一 成 | 同 市八幡町下村702番地    |                  |
| 同         | 前 田 貢   | 同 市神野町神野242番地の6  |                  |
| 同         | 前 田 俊 雄 | 同 市神野町神野74番地の4   |                  |
| 同         | 古 山 法 利 | 同 市神野町福留157番地の3  |                  |
| 同         | 福 田 佳 男 | 同 市神野町福留113番地の1  |                  |
| 監 事       | 松 尾 志津夫 | 同 市八幡町上西条875番地の1 |                  |
| 同         | 花 房 正   | 同 市神野町神野852番地の3  |                  |
| 同         | 吉 原 加奈雄 | 同 市八幡町中西条156番地の1 |                  |
| 北中土地改良区   |         |                  |                  |
| 退任役員      |         |                  |                  |
| 役員の区分     | 氏 名     | 住 所              |                  |
| 理 事       | 大 西 眞   | 丹波市柏原町北中214番地    |                  |
| 同         | 本 庄 洋 實 | 同 市柏原町下小倉240番地   |                  |
| 同         | 本 庄 暁   | 同 市柏原町北中337番地    |                  |
| 同         | 中 井 正 治 | 同 市柏原町北中257番地    |                  |
| 同         | 西 野 博 詞 | 同 市柏原町北中473番地    |                  |
| 監 事       | 大 西 民 造 | 同 市柏原町北中252番地    |                  |
| 同         | 大 西 良 信 | 同 市柏原町北中242番地    |                  |
| 就任役員      |         |                  |                  |
| 役員の区分     | 氏 名     | 住 所              |                  |
| 理 事       | 大 西 眞   | 丹波市柏原町北中214番地    |                  |
| 同         | 本 庄 洋 實 | 同 市柏原町下小倉240番地   |                  |
| 同         | 中 井 正 治 | 同 市柏原町北中257番地    |                  |
| 同         | 安 井 信 寛 | 同 市柏原町北中233番地    |                  |
| 同         | 西 野 和 範 | 同 市柏原町北中308番地    |                  |
| 監 事       | 大 西 民 造 | 同 市柏原町北中252番地    |                  |
| 同         | 大 西 良 信 | 同 市柏原町北中242番地    |                  |
| 春日土地改良区   |         |                  |                  |
| 退任役員      |         |                  |                  |
| 役員の区分     | 氏 名     | 住 所              |                  |
| 理 事       | 義 積 敏 之 | 丹波市春日町野上野346番地   |                  |
| 就任役員      |         |                  |                  |
| 役員の区分     | 氏 名     | 住 所              |                  |
| 理 事       | 義 積 邦 博 | 丹波市春日町野上野1205番地  |                  |
| 春日東部土地改良区 |         |                  |                  |
| 退任役員      |         |                  |                  |
| 役員の区分     | 氏 名     | 住 所              |                  |
| 理 事       | 西 山 伸一郎 | 丹波市春日町松森736番地    |                  |
| 就任役員      |         |                  |                  |

|                  |      |                   |
|------------------|------|-------------------|
| 役員の区分            | 氏名   | 住所                |
| 理事               | 大西純一 | 丹波市春日町松森10番地      |
| <b>下三井庄土地改良区</b> |      |                   |
| 退任役員             |      |                   |
| 役員の区分            | 氏名   | 住所                |
| 理事               | 山内國雄 | 丹波市春日町上三井庄103番地1  |
| 同                | 上畑惣治 | 三田市すずかけ台2丁目33番地2  |
| 同                | 上畑裕之 | 丹波市春日町下三井庄1041番地  |
| 同                | 山内良太 | 同 市春日町下三井庄1121番地  |
| 同                | 畑憲幸  | 同 市春日町下三井庄1161番地  |
| 監事               | 石田信介 | 同 市春日町下三井庄56番地1   |
| 同                | 田中伸介 | 宝塚市安倉中5丁目13番4号    |
| 就任役員             |      |                   |
| 役員の区分            | 氏名   | 住所                |
| 理事               | 三井俊之 | 丹波市春日町下三井庄1180番地  |
| 同                | 伊東隆  | 同 市春日町下三井庄1116番地  |
| 同                | 田中昭  | 同 市春日町上三井庄118番地   |
| 同                | 畑憲幸  | 同 市春日町下三井庄1161番地  |
| 同                | 畑深雪  | 同 市春日町下三井庄1276番地  |
| 監事               | 畑義一  | 同 市春日町下三井庄1136番地2 |
| 同                | 石田政博 | 同 市春日町下三井庄41番地    |
| <b>野瀬土地改良区</b>   |      |                   |
| 退任役員             |      |                   |
| 役員の区分            | 氏名   | 住所                |
| 理事               | 細見博  | 丹波市春日町野瀬647番地     |
| 同                | 木村悟  | 同 市春日町野瀬762番地1    |
| 同                | 細見祐二 | 同 市春日町野瀬25番地      |
| 同                | 細見一郎 | 同 市春日町野瀬105番地     |
| 同                | 細見正和 | 同 市春日町野瀬81番地1     |
| 同                | 細見寛  | 同 市春日町野瀬340番地     |
| 監事               | 細見辰夫 | 同 市春日町野瀬544番地     |
| 同                | 片山逸雄 | 同 市春日町野瀬697番地1    |
| 就任役員             |      |                   |
| 役員の区分            | 氏名   | 住所                |
| 理事               | 細見博  | 丹波市春日町野瀬647番地     |
| 同                | 木村悟  | 同 市春日町野瀬762番地1    |
| 同                | 細見祐二 | 同 市春日町野瀬25番地      |
| 同                | 細見一郎 | 同 市春日町野瀬105番地     |
| 同                | 細見正和 | 同 市春日町野瀬81番地1     |
| 同                | 細見寛  | 同 市春日町野瀬340番地     |
| 監事               | 細見辰夫 | 同 市春日町野瀬544番地     |
| 同                | 片山逸雄 | 同 市春日町野瀬697番地1    |
| <b>西和田土地改良区</b>  |      |                   |
| 退任役員             |      |                   |
| 役員の区分            | 氏名   | 住所                |
| 理事               | 大西正彦 | 加古郡稲美町中一色132番地の6  |
| 同                | 大西弘行 | 同 郡同 町中一色87番地の5   |
| 同                | 大西英三 | 同 郡同 町中一色87番地の1   |
| 同                | 三又康邦 | 同 郡同 町中一色168番地の2  |
| 同                | 大西是正 | 同 郡同 町中一色134番地の2  |

|       |      |                 |             |
|-------|------|-----------------|-------------|
| 監事    | 永田和昭 | 同郡同             | 町中一色185番地の5 |
| 同     | 永田義郎 | 同郡同             | 町中一色170番地の1 |
| 就任役員  |      |                 |             |
| 役員の区分 | 氏名   | 住所              |             |
| 理事    | 大西弘行 | 加古郡稲美町中一色87番地の5 |             |
| 同     | 大西是正 | 同郡同 町中一色134番地の2 |             |
| 同     | 大西正彦 | 同郡同 町中一色132番地の6 |             |
| 同     | 花尾芳行 | 同郡同 町中一色89番地の2  |             |
| 同     | 福田雅幸 | 同郡同 町中一色179番地   |             |
| 監事    | 永田和昭 | 同郡同             | 町中一色185番地の5 |
| 同     | 永田義郎 | 同郡同             | 町中一色170番地の1 |



**兵庫県告示第169号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和元年6月6日から同年8月30日まで
- 3 作業地域  
豊岡市但東町三原地内



**兵庫県告示第170号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点測量（再設））
- 2 作業期間  
平成31年3月20日から令和元年5月25日まで
- 3 作業地域  
西宮市川西町地内



**兵庫県告示第171号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間  
平成31年3月8日から同月25日まで
- 3 作業地域  
加西市の一部

## 兵庫県告示第172号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成31年1月23日から同年3月20日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部

## 兵庫県告示第173号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、猪名川町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成31年2月25日から同年4月26日まで
- 3 作業地域  
猪名川町南田原地先

## 兵庫県告示第174号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨北播磨県民局長から報告があった。

令和元年6月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 被処分者  
商号又は名称 タカハシ不動産株式会社  
代表者氏名 高橋克郎  
事務所所在地 兵庫県西脇市野村町1041  
免許番号 兵庫県知事(6)第350294号  
免許年月日 平成30年2月20日
- 2 処分の内容  
令和元年7月1日から同月11日までの11日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲  
宅地建物取引業に関する一切の業務

## 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年6月25日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 入札に付する事項

## (1) 業務の名称

県税徴収金収納事務

## (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

## (3) 契約期間

令和2年1月1日(水)から令和5年1月31日(火)まで

## (4) 入札方法

上記(1)の業務について、入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該業務の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 都道府県税又は電気料金、ガス料金、水道料金、電信電話料金その他これらに類する料金の収納の事務を受託した実績を有していること(地方自治法施行令第158条の2第1項及び県税等に係る財務規則の特例に関する規則(昭和39年兵庫県規則第33号)第8条第1項)。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部企画財政局税務課 担当 中島

電話 (078) 341-7711 内線2484

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和元年6月25日(火)から同年7月11日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(午後0時から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和元年8月5日(月)午後2時 兵庫県庁西館 1階大入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年8月1日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年8月1日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保

険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書に前記2(5)の事実が確認できる書類を添付して、令和元年7月11日(木)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和元年8月14日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、基本料金(3年間分。消費税及び地方消費税相当額を除く。)と予定件数に1件当たりの単価を乗じて得た金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を合計した額を記載すること。

ケ 入札書に記載された金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the service to be required:

Prefecture tax collection money receipt clerical work consignment

(3) Contract period: January 1, 2020 – January 31, 2023

(4) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 July 11, 2019

(5) Deadline for tender:

14:00 August 5, 2019 by direct delivery

17:00 August 1, 2019 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nakashima, Tax Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
 TEL (078)341-7711 extension 2484

病院局管理規程

情報公開条例施行規程及び個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和元年6月25日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

兵庫県病院局管理規程第3号

情報公開条例施行規程及び個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

(情報公開条例施行規程の一部改正)

第1条 情報公開条例施行規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表1の款中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 個人情報の保護に関する条例施行規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表1の款中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和元年6月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

表姫路市の項中

「

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 姫路市立図書館併設ネスパル安富ホール | 姫路市安富町安志 1151  |
| 姫路市北部市民センター        | 姫路市夢前町前之庄 2160 |

」

を

「

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 姫路市立図書館併設ネスパル安富ホール | 姫路市安富町安志 1151 |
|--------------------|---------------|

」

に改め、同表尼崎市の項中

「

|         |                |
|---------|----------------|
| 蓬川地域学習館 | 尼崎市西難波町2丁目31-5 |
| 杭瀬地域学習館 | 尼崎市杭瀬本町1丁目3-24 |

」

を

「

杭瀬地域学習館

尼崎市杭瀬本町1丁目3-24

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第47号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和元年6月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

|                                                                           |         |
|---------------------------------------------------------------------------|---------|
| 選挙権を有する者の総数の50分の1の数                                                       | 92,261  |
| 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 676,629 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第48号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

令和元年6月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

| (選挙区名) | 〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕 |
|--------|------------------------------|
| 神戸市東灘区 | 58,157                       |
| 神戸市灘区  | 36,064                       |
| 神戸市中央区 | 36,191                       |
| 神戸市兵庫区 | 30,097                       |
| 神戸市北区  | 60,676                       |
| 神戸市長田区 | 26,711                       |
| 神戸市須磨区 | 45,223                       |
| 神戸市垂水区 | 61,310                       |
| 神戸市西区  | 67,243                       |
| 姫路市    | 139,896                      |
| 尼崎市    | 129,240                      |
| 明石市    | 83,654                       |
| 西宮市    | 132,403                      |
| 洲本市    | 12,565                       |
| 芦屋市    | 26,626                       |
| 伊丹市    | 55,809                       |
| 相生市    | 8,351                        |
| 豊岡市    | 22,896                       |
| 加古川市   | 73,627                       |

|              |        |
|--------------|--------|
| たつの市及び揖保郡    | 30,692 |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 22,743 |
| 西脇市及び多可郡     | 17,343 |
| 宝塚市          | 64,664 |
| 三木市          | 21,853 |
| 高砂市          | 25,257 |
| 川西市及び川辺郡     | 52,849 |
| 小野市          | 13,255 |
| 三田市          | 31,358 |
| 加西市          | 12,425 |
| 丹波篠山市        | 11,700 |
| 養父市及び朝来市     | 15,354 |
| 丹波市          | 17,997 |
| 南あわじ市        | 13,381 |
| 淡路市          | 12,573 |
| 宍粟市          | 10,742 |
| 加東市          | 10,850 |
| 加古郡          | 18,088 |
| 神崎郡          | 11,989 |
| 美方郡          | 9,274  |

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第52号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり令和元年6月1日付けで地域交通安全活動推進委員に委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項の規定により公示する。

令和元年6月25日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川輝久

委嘱をした者

| 氏名   | 連絡先                  | 活動区域       |
|------|----------------------|------------|
| 宇仁睦子 | 有馬警察署 (078) 981-0110 | 有馬警察署の管轄区域 |



兵庫県公安委員会告示第53号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定に定める地域交通安全活動推進委員の委嘱を令和元年6月10日付けで解いたので、公示する。

令和元年6月25日

兵庫県公安委員会  
委員長 豊川輝久

委嘱を解いた者

| 氏名   | 活動区域       |
|------|------------|
| 根来博子 | 芦屋警察署の管轄区域 |



## 兵庫県公安委員会告示第54号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月25日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

| 海水浴場の名称                 | 所在地                          | 遊泳区域                                                                  | 遊泳区域の指定期間              | 管轄警察署  |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|--------|
| 須磨海水浴場                  | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目 | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和元年7月11日から同年8月25日までの間 | 須磨警察署  |
| 明石林崎海岸海水浴場              | 明石市林崎町3丁目                    | 明石市林崎町3丁目地先の海域で、明石林崎海岸海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                | 令和元年7月1日から同年8月31日までの間  | 明石警察署  |
| 大蔵海岸海水浴場                | 明石市大蔵海岸通1丁目                  | 明石市大蔵海岸通1丁目地先の海域で、大蔵海岸海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                | 令和元年7月13日から同年9月1日までの間  | 明石警察署  |
| 的形海水浴場                  | 姫路市形的町的形                     | 姫路市形的町的形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                     | 令和元年7月1日から同年8月31日までの間  | 飾磨警察署  |
| 男鹿島立の浜海水浴場              | 姫路市家島町宮                      | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                  | 令和元年7月2日から同年8月31日までの間  | 飾磨警察署  |
| 男鹿青井の浜海水浴場              | 姫路市家島町宮                      | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                  | 令和元年7月10日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署  |
| 兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン | 姫路市家島町坊勢                     | 姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域    | 令和元年7月1日から同年8月31日までの間  | 飾磨警察署  |
| 新舞子海水浴場                 | たつの市御津町黒崎                    | たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                   | 令和元年7月1日から同年8月31日までの間  | たつの警察署 |

|               |             |                                                        |                        |        |
|---------------|-------------|--------------------------------------------------------|------------------------|--------|
| 丸山県民サンビーチ海水浴場 | 赤穂市尾崎       | 赤穂市尾崎地先の海域で、丸山県民サンビーチ海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域  | 令和元年7月15日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署  |
| 福浦海水浴場        | 赤穂市御崎       | 赤穂市御崎地先の海域で、福浦海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域         | 令和元年7月15日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署  |
| 赤穂唐船サンビーチ海水浴場 | 赤穂市御崎       | 赤穂市御崎地先の海域で、赤穂唐船サンビーチ海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域  | 令和元年7月15日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署  |
| 竹野浜海水浴場       | 豊岡市竹野町竹野    | 豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域     | 令和元年7月1日から同年9月8日までの間   | 豊岡北警察署 |
| 諸寄・塩谷浜海水浴場    | 美方郡新温泉町諸寄   | 美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和元年7月2日から同年8月25日までの間  | 美方警察署  |
| 三田浜海水浴場       | 美方郡香美町香住区下浜 | 美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域  | 令和元年7月13日から同年8月18日までの間 | 美方警察署  |
| 安木浜海水浴場       | 美方郡香美町香住区安木 | 美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域  | 令和元年7月15日から同年8月15日までの間 | 美方警察署  |
| 佐津海水浴場        | 美方郡香美町香住区訓谷 | 美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域   | 令和元年7月13日から同年8月18日までの間 | 美方警察署  |
| 大浜海水浴場        | 洲本市海岸通1丁目   | 洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域     | 令和元年7月1日から同年8月31日までの間  | 洲本警察署  |
| 岩屋海水浴場        | 淡路市岩屋       | 淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域         | 令和元年7月13日から同年8月18日までの間 | 淡路警察署  |
|               |             |                                                        |                        |        |

|           |                  |                                                             |                        |         |
|-----------|------------------|-------------------------------------------------------------|------------------------|---------|
| 浦県民サンビーチ  | 淡路市浦             | 淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域             | 令和元年7月13日から同年8月18日までの間 | 淡路警察署   |
| 北淡室津ビーチ   | 淡路市室津            | 淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域             | 令和元年7月13日から同年8月18日までの間 | 淡路警察署   |
| 北淡県民サンビーチ | 淡路市野島臺浦          | 淡路市野島臺浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域         | 令和元年7月13日から同年8月18日までの間 | 淡路警察署   |
| 多賀の浜海水浴場  | 淡路市多賀            | 淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域            | 令和元年7月13日から同年8月18日までの間 | 淡路警察署   |
| 慶野松原海水浴場  | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野 | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 令和元年7月6日から同年8月25日までの間  | 南あわじ警察署 |